

介護ウェブ2020 推進ニュース

**★ 「新型コロナウイルス感染症介護事業所緊急調査」報告
(2020年7月29日、別添資料①)**

7月29日（水）、厚生労働省記者クラブにて、全日本民医連・林事務局次長より「新型コロナウイルス感染症介護事業所緊急調査」報告の記者発表を行いました。

各法人では、6月以降利用者が徐々に利用を再開したり新規利用が開始されるなどの動きがありますが、まだ先を見通せない状況です。コロナ禍で生じている物資の不足、「密」を避けられない現場、職員体制の厳しさなどコロナ禍で生じている困難は依然として解消されていません。また利用控えなどによる経営的なダメージも打開されないまま推移しています。今回、①コロナ禍のもとでの介護事業の実態を把握する、②事業所に現状をふまえて政府に向けた要望事項を明らかにするの2点を目的に調査を実施し、76法人から回答が寄せられました。

<調査結果のポイント>（詳細は別添の調査報告書をご参照ください）。

経営状況（4月）については、感染の状況によって影響に差がみられます。利用者が3割以上減少し多額の減収が生じている法人・事業所がある一方、一部利用控えがあったものの大きな変化がなく経過している法人・事業所もありました。全体では、介護収益が前年度同月比で2700万円減少し、76法人のうち過半数の法人（40法人、52.6%）で減収となっています。収益の減収と同時に、衛生用品・感染防護具の購入など感染対策に伴う諸経費が増大しており、経営全体を圧迫しているとの報告が多数ありました。経常利益率は全体で前年比15.1%のマイナスとなっています。

個別サービスでは、特に通所系サービスの厳しさがうかがえました。通所介護の事業収益は全体で4.1%減少、「3割以上」減収となった法人が過半数（52.4%）を占めています。事業所の状況として利用控えなどによる大幅な利用者減とそれによる収益の減少、感染対策のための費用の増大が生じたことが多数の法人から報告されており、事業所の存続を危ぶむ声も寄せられました。通所リハビリでは利用延べ件数が14.5%減少しています。「3割以上」の減収となったところが過半数（55.2%）を占めています。訪問介護では、コロナ以前から深刻化していたヘルパー体制の厳しさ（不足と高齢化）がコロナ禍のもとで改めて浮き彫りになりました。居宅介護支援事業所では、ケアマネジャーが利用控えに対する代替サービスの調整に苦慮しており業務負担が増大していることや、マスク1枚の軽装備で相談支援にあたるため、感染リスクに対する不安の声が強く寄せられました。

衛生材料・感染防護具が不足している現状も明らかになりました。マスクについては、多くの法人が徐々に入荷されるようになってきていると回答していますが、「3日に1枚の支給」など使用制限を余儀なくされており、安定的な供給には至っていない実態があります。消毒用アルコールの不足を多くの法人が共通して指摘しています。ガウン、フェイスシールド、ゴーグルについては、多数の法人が不足していると答えており、ガウンをゴミ袋やレインコートなどの代用品で対応しているとの報告がありました。今後、「第2波」に備えて必要な資材を備蓄しておくことは現状では困難との声も寄せられています。

また、事業所として「密」を回避する方策について、受け入れの縮小・減収による経営の影響や日常のケアのあり方をふくめて、どの法人も大変苦慮していることが示されました。利用者・関係者の中に感染者・濃厚接触者が生じた際の対応に対して強い不安の声が出されています。

利用者・家族への影響では、利用控えによる状態の悪化、ADLや意欲の低下、認知症の進行などの事態が生じています。家族の介護負担が増えることで虐待が懸念されるとの声もありました。自粛による休業・失業によって世帯の収入が減少し、利用料の支払いに支障を来しているケースも発生しています。

政府に対する要望では、物資の安定的な供給、感染対策の強化、事業所の減収補填、介護従事者など多数の要望のほか、6月から開始されている通所系サービス等での報酬の割増し請求（第12報）に対する批判的な意見が多数寄せられました。

以上の調査結果をふまえ、政府に対する要請事項を「衛生用品・感染防護具の確保・供給」「PCR検査体制の強化」「介護事業所に対する支援」「介護ウェーブ従事者編支援」「介護従事者の確保」「介護事業所で感染者が発生した場合の対応・支援」「利用者負担の軽減」の7点にまとめました。いま政府に求められているのは、介護事業所が抱えている現状の困難を早急に打開し、「第2波」「長期化」に向けた備えをしっかりと行うことです。以上の内容について引き続き政府に要請します。

新型コロナウイルス感染症は、慢性的な職員不足に喘ぎ、低く据え置かれた介護報酬を背景とする経営難によって疲弊しきっていた介護事業所を直撃しました。感染症などの事態に適切に対処でき、高齢化に伴う介護・福祉需要に添えていけるよう、介護保険、介護報酬の抜本的な見直しを併せて求めています。

※当日の報告資料（別添①）は、全日本民医連HP「介護ウェーブ」にもアップしています。

https://www.min-iren.gr.jp/kaigo_wave/

★ 特養あずみの里裁判 逆転無罪!! (2020年7月28日)

7月28日(火)に東京高等裁判所にて特養あずみの里「業務上過失致死」事件の第2回公判が行われました。東京高裁は「女性の死亡を予測できる可能性は相当に低く、刑法上の注視義務違反に反するとは言えない」として、罰金20万円とした一審の判決を覆し無罪を言い渡しました。判決文で「間食を含めて食事は、人の健康や身体活動を維持するためだけでなく精神的な満足感や安らぎを得るために有用かつ重要であることから、その人の身体的リスク等に応じて幅広く様々な食物を摂取することは人にとって有用かつ必要である」と述べています。

起訴されてから6年半かかりましたが、決して負けず、たたかった山口さんの奮闘とそれを支えた全国の方で無罪を勝ち取ることができました。署名は一審では450,080筆、二審では280,142筆、合計730,222筆を裁判所に提出してきました。検察の上告期限は2週間後の8月11日(火)までです。通達ア-130号で提起した、上告を阻止する要請署名は民医連だけでなく全国の介護現場から早くも届いており1000筆を超えています。今一度、全国の力を結集し上告を阻止し、利用者の生活に寄り添うあるべき介護の在り方を守りましょう。

★第91回介護保険部会報告(2020年7月27日)

7月27日(月)、第91回介護保険部会(オンライン会議)が開催され、2021年度から23年度までの第8期介護保険事業(支援)計画に向けた審議が行われました。市区町村が策定する介護保険事業計画に対する国の「基本指針」を改正し、初めて感染症や災害への対策を盛り込むことを求めました。具体的には、①感染が拡大した時に介護サービスを継続できているか定期的に確認、②職員の研修の充実、③マスクやガウンといった防護具や消毒液の備蓄や調達、輸送体制の整備—の3点です。介護事業所とも連携しながら対応するとされています。そのほかに、介護医療院への転換を促すため、医療療養病床や介護療養病床からの移行する場合、第8期計画期間中(2021~23年度)も総量規制の対象外とすることが提案されました。

※第91回介護保険部会資料 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12609.html)

★ 6月1日通知(臨時的取扱い第12報)に対する各地の取り組みについて

○福岡・佐賀

福岡・佐賀民医連では7月10日、「新型コロナ感染拡大による、介護事業所減収分の財政支援の一部を利用者負担としないことを求める署名」について、団体署名と個人署名の取り組みを県連内事業所に呼びかけました。同時に、通所介護や通所リハビリテーション事業所、居宅介護支援事業所など福岡県内1330事業所に署名用紙を送付しました。健和会では、県連の取り組みに先行して、北九州市内867の事業所に送付しました。この取り組みに県内多くの介護事業所から続々と反響が寄せられています。

★ お知らせ

第181回 介護給付費分科会が8月3日(月)9:00~12:00にwebで行われます。YouTubeにおいてライブ配信されます。皆で審議の内容をチェックしましょう!

※開催案内 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12662.html)

○ 今後のスケジュールについて

R2年度	制度見直し	令和3年度予算	介護保険事業計画	介護報酬改定
6月	法案成立			
7月			基本指針案の提示	
8月				
9月	施行に向けた作業 ・取組命令の交付 ・施行通知の発出等	根拠要求 (議決より一ヶ月程度後)		
10月				
11月				
12月		政府案閣議決定		
1月				
2月			介護保険事業計画の 議会報告(議決後・告示時) ・介護保険条例の改正 (告示時)	
3月				
4月~			第8期介護保険事業計画 スタート	

お問い合わせ先 介護ウェーブ推進本部

TEL:03-5842-6451

E-mail:min-kaigo@min-iren.gr.jp

全日本民医連事務局:高梨/山川